【資料⑦】 2025.2.16 修正

埼玉県○-60サッカーリーグ大会要項⇒修正版

O-60運営委員会

- 1. 目 的 6.0 歳以上のサッカー愛好者が集い、健康の維持・増進と仲間との協調と親睦を図り、 生涯スポーツとして明るく、楽しくゲームに取り組むことを目的とする。
- 2. 名 称 埼玉県0-60サッカーリーグ大会(以下本大会という)
- 3. 主催 (公益財団法人) 埼玉県サッカー協会/埼玉県シニアサッカー連盟
- 4. 主 管 埼玉県シニアサッカー連盟/0-60運営委員会(以下運営委員会)
- 5. 期 日 3月から12月の日曜日/祝祭日等
- 6.会場 埼玉県内のサッカーグランド 他
- 7. 参加資格 (1) 年度中に満60歳以上(翌年4月1日以前生れ)になる方
 - (2) 当該年度に日本サッカー協会に登録し、かつ埼玉県シニアサッカー連盟に会員登録した方 ※持病等(特に心臓疾患)ある選手がプレーする場合は、必ず医師等の第三者の確認をとる
- 8. ユニフォーム 埼玉県 O-60 のユニフォーム(ピンク・白)かチーム統一のユニフォーム(白と色違いの 2 着)を着用 ※なお、O-65 リーグ以上は、埼玉県 O-60 ユニフォーム(ピンク・白)を原則着用する ※インナー上・下は、ユニフォームと同色で無くても可とする ※フィールド上のキャプテンは、識別できるアームバンドを着用する
- 9. 競技規定 (1) 当該年度(公財)日本サッカー協会競技規定による。
 - (2) 交代して退いた選手が交代要員となって再び出場することができる。
- 10. 懲罰 (1) 当該年度(公財)日本サッカー協会懲罰規定による。
 - (2) 本大会で退場(1試合2回警告による退場含む)を命じられた場合
 - ①本大会で退場を命じられた者は、次の1試合に出場できず、それ以後の処置については、フェアプレー・規律部会で決定する。
 - ②前①の退場による出場停止は、本大会における直近の試合で消化するが、本大会で消化できない場合は、チームが出場する他大会の直近の試合で消化する。
 - (3) 本大会中、累積警告を3回受けた場合
 - ①本大会中に累積警告を3回受けた者は、次の試合に出場できず、それ以後の処置については、フェアプレー・規律部会で決定する。
 - ②累積警告による出場停止は、本大会以外には適用されない。
 - (4) シーズンが終了した時点での本大会における未消化の出場停止は、翌シーズンへ繰り越す。 但し、累積警告による出場停止は翌シーズンに繰り越さない。

- 11. 競技方法 (1) 15チームでリーグ戦 (1回総当たり) を行う。
 - 前期: 12チ ム総当たり-

<チーム名>※15 チーム

〔さくら〕・パルス、サウスフレンズ、FSC、春越、浦和GP、さいたま倶楽部、FC浦和 〔けやき〕・ベアーズ、ポラリス、比企FC、FC OKT、県央レジェンド、BTS、新明SC、BTS-C

- (2) 勝ち点は、「勝利:勝点3」「引分け:勝点1」「敗戦:勝点0」とする。
- (3) 各チームの順位は、次のとおり決定する。 (前・後期とも同様とする)
 - ・総勝点 ・得失点 ・総得点 ・当該チーム同士の対戦成績(同率の場合は抽選)
- (4) リーグ戦は前期・後期方式とする

- 前期リーグ戦で、1~4位を上位、5~8位を中位、9~12位を下位チームとする。 - 後期リーグ戦で、勝ち点が上のリーグの勝ち点を上回っても、前後のリーグ間との順位に影響ー - しない。

(4) 試合時間(原則アディショナルタイムは設けない)

50分(25分ハーフ)とし、ハーフタイムは原則5分とする。

※クーリングブレイクは除く

- (5) 下記の場合は不戦敗扱いとし「0対5」とする。
 - ①試合開始時刻までに試合成立人員7人に満たない場合
 - ②未登録選手が出場した場合
- (6) メンバー表提出は、試合開始45分前に大会本部へ提出する。
- (7) 本大会が上位大会(関東地区予選会)選手登録期日までに終了していない場合は、 その直前のリーグ戦結果の順位によって上位大会出場チームを決定する。
- 12. 審 判 (1) 運営委員会で定めた日程表により行う。(日本サッカー協会審判有資格者---原則として)
 - (2) 注意事項
 - ① 本部から審判カードを受領する。
 - ② 審判服を着用する。
 - ③ 試合開始10分前までに選手の用具等を確認する。
 - ④ 試合開始時間を厳守。
 - ⑤ 試合中のメンバー交代は、用具チェックのみで背番号確認はしない(交代時間短縮)
 - ⑥ 試合結果を本部に報告する。
- 13. マッチコミッショナー及び警告・退場者等の報告
 - (1) マッチコミッショナーは、「マッチコミッショナーの任務とチェック項目 (競技用)」を確認して試合に臨み、 試合終了後速やかに報告書を作成する。

特に、ミーティングで、参加する全ての者に対し「リスペクト・フェアプレーに徹する」ことを指示する。

- (2) マッチコミッショナーは、警告、退場者が出た場合「警告、退場者累積記録」に記入し、60 リーグ委員長に報告する。
- (3) 60 リーグ委員長は、60 運営理事へ報告し、試合翌々日までに埼玉シニアサッカー連盟フェアプレー規律部会長に「退場・警告累積記録」を提出する。

14. 当番チームの役割

- (1) 当番チームは、リーグ日程表(当番日)に基づき、次の項目について円滑かつ誠実に行うととも に、各試合のマッチコミッショナーを補佐する。
 - ① メンバー表を試合開始45分前までに受け付ける。
 - ② マッチコミッショナーに対し、「マッチコミッショナー任務・チェック項目表及び報告書」を手渡して、試合前のマッチ・コーディネーション・ミーティングを促す。
 - ③ その日のリーグ戦終了後、マッチコミッショナー報告書・選手登録・審判記録カード・リーグ戦結果を取りまとめリーグ委員長に提出する。リーグ委員長は速やかに連盟ホームページ担当者へ送る。
 - ④ 当番チームは、次節当番チームに必要用具の引き渡しをする。
 - ・A E D・ボール・副審用フラッグ(2本)・テント(3 張り)等必要用具及び記録用紙等必要書類
 - *担当理事・リーグ委員長は、リーグ戦で必要な書類(選手登録書、ゲーム審判員記録用 紙)を各チーム監督・連絡担当者へメールで配付し準備する。
 - (2) 雨天等による試合中止は、グランド責任者とリーグ委員長とで協議し決定する。 中止決定後連絡網により速やかに各チームの監督へ連絡する。
 - (3) グランドの設営と後片付けをする。

《設営》

- ① グランドのライン引き・テントの設置 --- 「当番チーム」
- ② ネット張り/ゴールポスト/フラッグ---「第1試合目2チーム」

《後片付け》

- ① 周辺の清掃(煙草吸殻処理等)---「当番チーム」
- ② ネット/ゴールポスト、フラッグの片付け---「最終試合の2チーム」
- 15. 試合運営 (1) 雷の予兆があった場合は、マッチコミッショナー・審判・当番チーム責任者で協議し判断する。 その場合の処理は以下とする。
 - ① 試合の開始前---予備日にて再試合とする。
 - ② 試合途中-----前半終了している時は、その時点でのスコアーで勝敗を決定する。 同点の場合は引き分けとする。

但し、前半終了していない場合は、後日再試合とする。

- ③ その後の試合再開---雷の音が聞えなくなってから20分後或いは客観的な判断のできるツール(通信機器等)により雷雲等の影響がないと判断できる場合は、その試合を再開する。
- (2) 雷以外(荒天など)での試合中断の場合は、中断時間 2 0 分以内の回復がなければ、 雷による中止と同じ要領で対応する。
- (3) メガネの使用は、プラスチック或いは類似の素材でできたスポーツメガネ以外は使用を禁止する。
- (4) 試合中に於けるネックウォーマーの使用を禁止する。(危険防止のため)
- 16. 熱中症対策(埼玉県シニアサッカー連盟熱中症対策を遵守) ※内容は下記の通り
 - (1) WBGT 値を計測する。(各試合前にマッチコミッショナーが計測し主審に通知し記入する)

 ※WBGT 値が 31℃以上 (人工芝は 28℃以上) の場合は、マッチコミッショナー・審判・当番
 チーム責任者が協議し、試合の中止・延期等の措置を取る

- (2) 両チームベンチ、本部席へのテントの設置。
- (3) 緊急対応用として氷・水・スポーツドリンク及び経口補水液(OS-1)等を準備する。
- (4) 飲水タイムの実施(飲水タイムの判断は MC ミーテイングで決定する)
- 17.表彰 (1) 埼玉県シニアサッカー連盟奨励賞 「60リーグ優勝チーム」
 - (2) フェアプレー賞

基準は、警告1ポイント、退場3ポイント(1試合に2回の警告による退場は除く)全試合のポイント率(ポイント数:総試合数)同点の場合、リーグ戦上位チームを1位とする。

18. 上位大会への出場 (関東地区予選会)

本大会優勝チームは、JFA 全日本 O-60 サッカー大会関東地区予選会へ出場する。

- ※出場チームは、他チームより選手の補強を可とする。
- ※59歳(年度末年齢)の出場については、関東地区予選会の大会要項によることとする。
- 19. 緊急連絡 各チーム連絡責任者は、ゲーム等での重大事故・怪我発生時に備えメンバーの緊急連絡先一覧表を試合会場に持参するものとする。
- 20. その他 (1) 本大会(交流試合も含む)に参加する者は、頭書の目的に則り、良識のある社会人として行動 する。万一、不適切な行為が有った場合は、原籍チームの代表者、監督を通じ厳重注意を促す。
 - (2) 本大会要項に規定されていない事項については、運営委員会において協議・決定する。
 - (3) 埼玉県〇-60サッカーリーグ運営要項は、2025年3月1日から施行する。